

審 査 基 準

A - c - 5

平成 29 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 8 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 14 条 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話 052-951-1611 内線 3183)
備 考 :